

路面下空洞調査に関する懇談会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 路面下空洞調査に関する懇談会（以下、「懇談会」という）の傍聴を希望される方は、懇談会の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の許可を得た上で、指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 懇談会において、飲食などはできません。
- (3) 懇談会において、写真撮影、録画、録音等はありません。
ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他、懇談会開催中に秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 懇談会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
お分かりにならないことがあれば、事務局にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意をし、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願い

- (1) マスクを必ずご着用ください。
- (2) 大声での会話はご遠慮ください。
- (3) 体調が優れない方、発熱や倦怠感などの症状がある方は参加をお控えいただきますようお願い致します。
- (4) 来場時の手指消毒にご協力をお願い致します。